

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定  
横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の制定  
横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の制定  
について

## 1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定めるため、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」、「横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例」、「横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例」を制定します。

## 2 対象となる施設、事業

### (1) 児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

### (2) 指定通所支援の事業

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

### (3) 指定障害児入所施設

指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設

## 3 条例案の内容

児童福祉法に基づき、施設の設備、人員及び運営に関する基準等を定めます。

なお、各基準については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和 23 年厚生省令第 63 号）等の省令で定められた基準を原則としつつ、次の 5 項目について、独自基準を定めます。

(1) 保育所の居室面積

省令では、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、乳児室の面積は1.65㎡以上、ほふく室の面積は3.3㎡以上となっていますが、保育の質を高めるために、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上とします。ただし、既存の施設については、経過措置を設け、当分の間、乳児室又はほふく室の面積は2.475㎡以上とします。

条例案の内容（下線が独自部分）	省令の内容
<p>乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき <u>3.3㎡以上</u>とする。【第42条(2)】</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>条例の施行の日前から存する保育所の建物については、当分の間、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上とあるのは2.475㎡以上とする。【附則5】</u></p>	<p>乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、乳児室の面積は1.65㎡以上、ほふく室の面積は3.3㎡以上とする。</p>

(2) 保育所の屋外遊戯場

省令では、保育所の付近に公園等がある場合は、保育所に屋外遊戯場がなくても認可することができるとなっていますが、本市では従来から、保育所の付近に公園等がある場合でも、面積が基準の2分の1以上の屋外遊戯場を確保すること、又は、プール遊び等のできる場所を確保することを条件としてきました。子どもたちが屋外で安全に遊ぶことのできる環境を維持するため、引き続き、現行と同様の取扱いとします。

条例案の内容（下線が独自部分）	省令の内容
<p>満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、屋外遊戯場（<u>市長が特に認めた場合</u>にあつては※、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）を設ける。【第42条(4)】</p>	<p>満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）を設ける。</p>

※市長が特に認めた場合：面積が基準の2分の1以上の屋外遊戯場を確保すること、又は、プール遊び等のできる場所を確保すること。

(3) 保育所等の業務の質の評価

省令では、乳児院、児童養護施設等について、自己評価及び外部の者による評価の規程があります。保育所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターについても、サービスの質の維持、向上を図る観点から、自己評価及び外部の者による評価の規程を定めます。

条例案の内容（下線が独自部分）	省令の内容
乳児院は、法第 37 条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。【第 32 条】	乳児院は、自らその行う法第 37 条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
（母子生活支援施設【第 39 条】、児童養護施設【第 61 条】、情緒障害児短期治療施設【第 99 条】及び児童自立支援施設【第 107 条】についても同様の規程あり）	（母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設についても同様の規程あり）
（ <u>上記のほか、保育所【第 47 条】、福祉型障害児入所施設【第 70 条】、医療型障害児入所施設【第 79 条】、福祉型児童発達支援センター【第 86 条】及び医療型児童発達支援センター【第 93 条】</u> についても、同様の規程を独自に定めます。）	

(4) 福祉型障害児入所施設等の施設長の資格

省令では、乳児院、児童養護施設等について、長の資格要件の基準があります。福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターについても、児童養護施設や情緒障害児短期治療施設を利用する児童と状態像の近い児童を処遇する場合があるため、児童の処遇面での均衡を図る観点から、長の資格要件の基準を定めます。

条例案の内容（下線が独自部分）	省令の内容
<p>乳児院の長は、次のいずれかに該当し、かつ、省令の規定により厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 医師であって、小児保健に関して学識経験を有する者（以下略）【第28条】</p> <p>（母子生活支援施設【第36条】、児童養護施設【第57条】、医療型障害児入所施設【第76条第4項】、情緒障害児短期治療施設【第97条】及び児童自立支援施設【第103条】についても同様の規程あり）</p> <p>（<u>上記のほか、福祉型障害児入所施設【第66条】、福祉型児童発達支援センター【第85条】及び医療型児童発達支援センター【第92条】についても、同様の規程を独自に定めます。</u>）</p>	<p>乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>1 医師であって、小児保健に関して学識経験を有する者（以下略）</p> <p>（母子生活支援施設、児童養護施設、医療型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設についても同様の規程あり）</p>

(5) 暴力団の排除

横浜市暴力団排除条例では、契約に関する事務、給付金の交付、公の施設の管理における暴力団排除の規程があります。児童福祉施設、指定通所支援事業及び指定障害児入所施設の設置者及び事業者についても、市民の安全、安心のために、暴力団排除の規程を定めます。

条例案の内容（下線が独自部分）	省令の内容
<p>(55号議案)</p> <p><u>児童福祉施設の設置者は、横浜市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。【第7条第1項】</u></p>	(規定なし)
<p>(56号議案)</p> <p><u>指定障害児通所支援事業者である法人は、横浜市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。ただし、病院又は診療所が行う医療型児童発達支援の指定申請については、上記のほか同条例第2条第4号の暴力団員等であってはならない。【第4条第2項】</u></p>	
<p>(57号議案)</p> <p><u>指定障害児入所施設の設置者である法人は、横浜市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないものとする。【第4条】</u></p>	

#### 4 市民意見募集

(1) 意見募集期間

平成 24 年 9 月 26 日～平成 24 年 10 月 31 日

(2) 施設・事業の項目別件数

計	保育所	乳児院	指定放課後等デイサービス
124 件 (のべ 330 件)	122 件 (のべ 326 件)	1 件 (のべ 1 件)	1 件 (のべ 3 件)

(3) 主なご意見

- 保育所の保育士配置基準に関するご意見 (のべ 89 件)
- 保育所の面積基準に関するご意見 (のべ 43 件)
- 保育所の園庭に関するご意見 (のべ 21 件)
- 保育所の食事等に関するご意見 (のべ 15 件)